

浜松市の制度



| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|-------------------------------------|--|------------------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (053) |
| ①新築・購入 | | |
| 地域材を利用した住宅への助成制度(天竜材の家百年住居(すまいる)事業) | 市内に自ら居住するための FSC 認証材使用住宅を新築・増築する方(建売・リフォームは対象外)66㎡以上の居住面積を持ち FSC 認証材を主要構造材使用量の80%以上内装材と合わせて5㎡以上使用すること。 | 一般社団法人 浜松地域材利用促進協議会 |
| | FSC 認証材使用量1㎡あたり2万円。上限 40 万円。 助成戸数 160 棟 | 423-3010 |
| ②リフォーム | | |
| ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金 | 市外からの移住者に対して、住宅取得などにかかる費用を補助します。移住した日から2年以内で申請者は配偶者等を有し共に50歳未満で所得の合計が 1000 万円以下の方。5年以上居住する意思を持っている方。 | 市民協働 地域政策課 |
| | 対象経費の2分の1以内で上限 100 万円 | 457-2243 |
| 結婚新生活支援事業補助金 | 新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活にかかる費用を補助します。令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に婚姻届けを提出された共に 39 歳以下の夫婦。世帯所得が 500 万円未満。 | こども若者 政策課 |
| | 夫婦ともに婚姻日における年齢が 29 歳以下の世帯は 60 万円。 年齢が 39 歳以下の夫婦は 30 万円。 | 457-2795 |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 空家等除却促進事業補助金 | ①相続人が所有者または共有者として建物の登記がされており ②昭和 56 年5月 31 日以前に建築済みまたは建築確認済みであった空き家など 18 の項目に該当する方 | 市民生活課 |
| | 費用の一部対象経費の 1/3 で最大 50 万円 | 457-2231 |
| ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金(再掲) | 市外からの移住者に対して、住宅取得などにかかる費用を補助します。移住した日から2年以内で申請者は配偶者等を有し共に50歳未満で所得の合計が 1000 万円以下の方。5年以上居住する意思を持っている方。 | 市民協働 地域政策課 |
| | 対象経費の2分の1以内で上限 100 万円 | 457-2243 |
| まちなか定住促進・子育て応援環境づくり補助金 | ハマライフ・結婚新生活支援事業の交付決定を受けた方の内、居住誘導区域へ移住された方。3世代同居の場合は親世帯と子世帯が新たに同居すること。対象経費は住宅の「新築・取得・増築・改修」である。 | 住宅課 |
| | ・居住誘導区域への移住(必須) 最大 30 万円 ・新たに3世代同居を行う場合 最大20万円。 ハマライフ・結婚新生活に上乗せ補助。 | 457-2457 |

| ④設備の充実 | | |
|--------------------------------|--|---------------|
| 創エネ・省エネ・畜エネ型住宅推進事業費補助金 | 過去に市から当該対象システムに対して補助金を受けていない世帯の方 令和7年3月16日から令和8年3月15日の間に対象システムの設置工事及び支払いが完了していること。 | カーボンニュートラル推進課 |
| | ①家庭用燃料電池 8万円 ②V2H 充放電設備 8万円 ③家庭用燃料電池コージェネレーションシステム 5万円 ④太陽熱利用システム 2万円 ⑤太陽光発電システム (①又は②と同時) 2万円 | 457-2502 |
| ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)導入支援事業補助金 | 市内に事務所を有する事業者が施工した新築住宅に自ら居住している個人(建売含む)で、工事完了日または工事費もしくは購入代金の支払い手続き完了日のいずれか遅い日が令和7年3月16日から令和8年3月15日であること。 ZEHであることが示されている新築戸建住宅 | カーボンニュートラル推進課 |
| | 補助金額 上限15万円 | 457-2502 |
| ⑤新婚・子育て | | |
| 結婚新生活支援事業補助金(再掲) | 新婚世帯を対象に結婚に伴う新生活にかかる費用を補助します。令和7年1月1日から令和7年12月31日の間に婚姻届けを提出された共に39歳以下の夫婦。世帯所得が500万円未満。 | こども若者政策課 |
| | 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下の世帯は60万円。 年齢が39歳以下の夫婦は30万円。 | 457-2795 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給 | 介護保険の要支援、要介護認定を受けている方。ケアマネージャー等が作成する「改修が必要な理由書」を提出し、保険給付として適当な改修内容であるとして市から事前に承認を得た方。 | 長寿支援課 |
| | 改修に要した費用、同一住宅・同一対象者につき20万円を上限 | 457-2337 |
| 高齢者住宅改造費補助金交付 | 60歳以上で介護保険制度要支援1、2または要介護1～5の認定を受けていること。改造する家屋に現に生活し、改造する家屋を住所地としていること。 | 長寿支援課 |
| | 補助対象経費1/2以内で75万円を限度 | 457-2337 |
| 重度身体障がい者住宅改修費給付 | 市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または乳幼児以前の非進行性脳病変による運動機能障がいの程度が3級以上の方、難病の方で下肢または体幹機能に障がいのある方が現に居住する住宅の手すりの取付等の改修工事。 | 社会福祉課 |
| | 着工前に申請。原則1回上限20万円 | 457-2057 |
| 重度身体障がい者住宅改造費補助金交付 | 市内に住所を有する身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹または視覚に障がいのある方で、障がいの程度が総合等級で1級又は2級またはその保護者。障がいのためその方に適するように住宅を改造する必要があると認められる方 | 社会福祉課 |
| | 着工前に申請。補助対象経費の1/2以内で75万円を限度 | 457-2057 |

| ⑧災害対策 | | |
|---|--|----------|
| 木造住宅耐震補強助成事業・感震ブレーカー設置事業 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月31日以前に建築または工事に着手した木造住宅耐震診断の結果、上部構造評価が1.0未満の木造住宅で、上部構造評価が1.0以上となり、かつ0.3ポイント以上あがる耐震補強計画を策定し、当該計画に基づく耐震改修を実施するもの。 感震ブレーカー設置事業は、一定以上の揺れを感知すると、自動的に電気の供給を遮断する感震ブレーカーを設置することにより、停電復旧時に発生する「通電火災」を防ぐことを目的とするもの。 | 建築行政課 |
| | 耐震補強に要する経費＋耐震補強工事に要する経費8割以内で上限100万円。 感震ブレーカー設置工事に要する経費の2/3以内上限5万円 | 457-2473 |
| 非木造住宅耐震診断事業・非木造住宅補強計画策定事業 | 昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅。診断の結果Is値0.6又はq値1.0未満の住宅を各階Is値0.6かつq値1.0以上となる補強計画を作成するもの。耐震補強工事の実施を予定するもの。 | 建築行政課 |
| | 非木造住宅耐震診断補助額については、1棟ごとに耐震診断に要する経費と助成基準額のいずれか少ない額の3分の2以内で上限1,233千円以内。 | 457-2473 |
| 建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業・緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業 | 昭和56年5月31日以前に建築された建築物等の耐震診断・耐震補強について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P71 参照) | 建築行政課 |
| | | 457-2473 |
| ブロック塀等撤去改善事業 | 道路沿いの倒壊の危険があるブロック塀等の撤去及び地震に対して安全な塀の新設について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P75 参照) | 建築行政課 |
| | | 457-2473 |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | がけ地の崩壊により住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域の危険住宅の移転について、その実施費用の一部を補助します。 (はままつ住まいづくりガイド P74 参照) | 建築行政課 |
| | | 457-2473 |
| 狭い道路の拡幅整備事業 | 建築基準法第42条第2項の狭い道路に接した敷地で、建築主や土地所有者が道路後退用地を市に寄付した場合は、その部分を道路に拡幅整備するとともに、門や塀の撤去費等の一部を助成します。なお、隅切り部分を寄附した場合は、隅切り奨励金を交付します。 (はままつ住まいづくりガイド P79 参照) | 建築行政課 |
| | | 457-2474 |

磐田市の制度

| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|---------------------------|--|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0538) |
| ①新築・購入 | | |
| 勤労者住宅建設資金貸付制度（リフォームにも利用可） | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に自己の住宅を新築、増改築、購入、宅地購入する勤労者の方 ・住宅の床面積 70～280 m²以下 ・宅地購入 330 m²以下で5年以内に住宅を建設 <申込み窓口> ろうきん磐田ローンセンター TEL 0538-34-3311 | 経済観光課 |
| | 融資限度額 1,000 万円 融資利率 1.25% (5年返済) 1.40% (当初 10 年間、11 年目以降は労金の金利) 返済期間 40 年以内 | 37-4819 |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 既存住宅取得等事業費補助金 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了日から 10 年間は居住する見込みのあること ・入居者全員に市税の滞納がないこと ・居住する区域の自治会に加入すること ・原則、交付決定があった日の属する年度の3月 31 日までに完了報告書の提出が可能であること ・当該既存住宅以外に、市内に自己の居住の用の入居者所有の建物がないこと ・事業後の居住する住宅が昭和 56 年5月 31 日以前の建築基準法の基準で建築されている場合は、次に掲げる耐震性能のいずれかを有すること (1)耐震評点が 1.0 以上(木造の建物に限る。) (2)構造耐震指標 (Is) の値が 0.6 以上 | 建築住宅課 |
| | 若者・子育て世帯【上限】市外 150 万円、市内 100 万円 取得(建物購入費 1/10+リフォーム工事費 1/2) 建替え(除却費 1/2) リフォーム(リフォーム工事費 1/2) 若者・子育て世帯以外【上限】50 万円 リフォーム(リフォーム工事費 1/2) | 37-4851 |
| ④設備の充実 | | |
| 新エネルギー及び省エネルギー設備普及促進奨励金 | <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所があり、自ら居住する方がその所有する住宅に新エネルギー及び省エネルギー設備を導入していること ・新品かつ未使用品であり、リース及びレンタルではないこと ・市税を滞納していないこと ・住宅用太陽光発電システム及び家庭用蓄電池について申請する場合は、J-クレジット制度へ参加をすること | 環境課 |
| | (1)住宅用太陽光発電システム:2万円 (2)家庭用蓄電池:2万円 (3)住宅用太陽熱利用システム:1万円 (4)家庭用コージェネレーションシステム付給湯器(エネファーム):1万円 | 37-4874 |

| | | |
|-----------------------|--|---------|
| | (5)HEMS:1万円 1世帯それぞれ1基が限度・予算の範囲内で奨励金を助成 | |
| 浄化槽設置事業費補助金 | 公共下水道の整備予定区域外かつ農業集落排水事業の実施区域以外の区域で、合併処理浄化槽を設置する方、又は単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽に設置替える方 | 上下水道総務課 |
| | 設置費 5人槽 33万2,000円 7人槽 41万4,000円 10人槽 54万8,000円 宅内配管工事費 30万円 ※増改築を伴う工事の場合は補助対象外 撤去費 単独処理浄化槽 12万円 雨水貯留槽等への再利用の場合 9万円 くみ取り便槽 9万円 | 58-3086 |
| 水洗便所等改造資金融資あっ旋と利子補給制度 | 下水道処理区域内で、供用開始の日から3年以内に便所等を改造し、公共下水道につなげるための排水設備工事をする方(家屋の新築は対象外) | 上下水道総務課 |
| | 令和7年度は、利率2.35%の利子全額を市が負担 融資限度額は、1工事当たり100万円以内 | 58-3086 |
| ⑤新婚・子育て | | |
| 結婚新生活支援事業助成金 | 新婚世帯の条件 (1)令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届けが受理された夫婦 (2)夫婦の前年(又は前々年)の所得の合計額が500万円未満 (3)婚姻日における夫婦の年齢がいずれも39歳以下 補助対象の費用 (1)住宅取得費用(婚姻を機に新たに磐田市内に購入若しくは新築する際に要した費用) (2)住宅賃貸費用(結婚を機に新たに住宅を賃貸する際に要した費用(賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料)) (3)引越費用(引越し業者又は運送業者に支払った費用) (4)リフォーム費用(住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用) ※詳細は市のHPへ掲載しています | こども未来課 |
| | 助成上限額 (1)婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が29歳以下60万円 (2)婚姻日において夫婦いずれかの年齢の高い方が30歳以上39歳以下30万円 | 37-2808 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 日常生活給付等事業 | 障害者 (1)視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する方で、障害等級3級以上(特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上)の方 (2).(1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者 障害児 (1)視覚障害2級以上若しくは下肢、体幹機能障害又は乳幼児 | 福祉相談課 |

| | | |
|-------------------------|--|------------------------------|
| | <p>期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する障害児で、障害等級3級以上(特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方)の原則として学齢児以上の方</p> <p>(2).(1)と同程度の障害を有する難病患者又は関節リウマチ患者</p> | |
| | <p>障害者・障害児:改修費の95%(限度額19万円)</p> <p>【支援給付受給世帯:改修費の100%(限度額20万円)】</p> <p>難病疾患患者等:改修費の95%(限度額19万円)</p> | 37-4919 |
| 家具固定推進事業 | <p>市内全世帯対象</p> <p>要配慮者世帯</p> <p>(1)要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者がいる世帯</p> <p>(2)身体障害者手帳(1級、2級)、精神障害者保険福祉手帳(1級)の交付を受けている者がいる世帯</p> <p>(3)療養手帳(A1、A2、A3)の交付を受けている者がいる世帯</p> <p>(4)特定疾患医療受給者のいる世帯</p> <p>(5)75歳以上の高齢者のみの世帯</p> | 危機管理課 |
| | <p>一般世帯は、1世帯あたり3点までの家具につき2,000円の自己負担。要配慮者世帯は、1世帯あたり3点までの家具を無料で固定。なお、一般世帯・要配慮者世帯ともに3点を超える分については、1点あたり5,500円の自己負担。</p> | 37-2116 |
| 介護保険の住宅改修 | 16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ | <p>高齢者支援課</p> <p>37-4869</p> |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ | <p>福祉相談課</p> <p>37-2789</p> |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家診断事業 | (P18 参照) | <p>建築住宅課</p> <p>37-4899</p> |
| 木造住宅耐震補強工事助成事業(補強計画一体型) | <p>・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満のものを1.0以上かつ0.3ポイント以上向上させる補強計画・耐震補強工事を一体的に行うもの</p> <p>(1)一般世帯65万円</p> <p>①身体障害者②子供2人以上③耐震評点0.5未満いずれか該当80万円</p> <p>①または②かつ③に該当95万円</p> <p>(2)高齢者等世帯90万円</p> <p>④重度障害者等⑤耐震評点0.5未満いずれか該当105万円</p> <p>④かつ⑤に該当120万円</p> <p>補強工事費の80%と上記の補助金額を比較していずれか少ない額</p> | <p>建築住宅課</p> <p>37-4899</p> |
| 木造住宅除却工事助成事業 | <p>・昭和56年5月31日以前に建築(着工)された木造住宅で、耐震診断による総合評点が1.0未満の住宅を解体する場合</p> <p>・自己の居住の用に供する住宅であるもの</p> <p>・住宅解体後に建替え、または耐震性のある住宅(昭和56年6月1日以降に建築された住宅または耐震評点が1.0以上の住宅)へ住み替えるもの</p> | <p>建築住宅課</p> <p>37-4899</p> |
| | <p>解体工事に係る経費の23%に相当する額で限度額は</p> <p>高齢者等世帯又は子育て等世帯50万円</p> <p>その他の世帯30万円</p> | 37-4899 |

| | | |
|-----------------|---|---------|
| 木造住宅移転事業 | 木造住宅除却工事助成事業を利用している高齢者等世帯で住み替えを行う場合 | 建築住宅課 |
| | 移転費用(引越費用)に係る経費で限度額は 10 万円 | 37-4899 |
| 木造住宅耐震シェルター整備事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅に耐震シェルターを設置する場合 | 建築住宅課 |
| | (1) 高齢者世帯等 設置費用の 5/6(限度額 50 万円) (2) その他の世帯 設置費用の 2/3(限度額 40 万円) | 37-4899 |
| 木造住宅防災ベッド整備事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された木造住宅に静岡県が開発した防災ベッドを設置する場合 | 建築住宅課 |
| | (1) 高齢者世帯等 設置費用の 5/6(限度額 50 万円) (2) その他の世帯 設置費用の 2/3(限度額 40 万円) | 37-4899 |
| 建築物耐震診断事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築(着工)された建築物の耐震精密診断 | 建築住宅課 |
| | 当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内で限度額は (1) 非木造戸建住宅 13 万 6000 円 (2) 木造住宅・非木造戸建住宅以外 100 万円 | 37-4899 |
| ブロック塀等撤去事業 | 地震発生時において、避難路に面する倒壊等の危険があるブロック塀等を撤去する場合 | 建築住宅課 |
| | 撤去するブロック塀等の長さ 1 mにつき 9200 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内 緊急輸送路の場合、1 mにつき 1 万 9980 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内 | 37-4899 |
| ブロック塀等建替事業 | 緊急輸送路、小中学校の通学路に面するブロック塀等を安全な塀に建替する場合 | 建築住宅課 |
| | 建替するブロック塀等の長さ 1 mにつき 4 万 7600 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 1/2 以内 緊急輸送路の場合、1 mにつき 5 万 8380 円を乗じて得た額と補助対象経費とを比較していずれか少ない額の 2/3 以内 | 37-4899 |
| 屋根耐風改修促進事業 | ・令和3年 12 月31 日以前に建築された「瓦屋根の住宅」の屋根の診断・改修(ふき替え)を行う場合 ・耐風改修事業の条件 | 建築住宅課 |
| | (1) 基準に適合しない瓦屋根を耐風性能を有している屋根に改修(ふき替え)するもの(瓦屋根以外への改修も可) (2) 屋根全面を改修する工事を行うもの (1) 耐風診断事業 診断費の 2/3(最大 2.1 万円/棟) (2) 耐風改修事業 工事費の 23%(最大 55.2 万円/棟) | 37-4899 |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | 次のいずれかの条件にあてはまる「既存不適格住宅」等の移転等 (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和 29 年3月 31 日以前に | 建築住宅課 |

| | | |
|---------------------|---|---------|
| | <p>建てられたもの</p> <p>(3) 知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅</p> <p>(1) 建物除去費補助 延べ面積 1 m²につき 2 万 8000 円を乗じて得た額</p> <p>(2) 引越費用等補助 97 万 5000 円</p> <p>(3) 敷地造成費補助 60 万 8000 円(借入金利子に対する一部補助)</p> <p>(4) 建物建設費補助 465 万円(")</p> <p>(5) 土地取得費補助 206 万円(")</p> <p>※市街化調整区域内の土砂災害警戒区域における住宅の新築の場合は、原則、上記金額の半額</p> | 37-4899 |
| 感震ブレーカー 設置事業費補助金 | <p>次の要件をすべて満たす方</p> <p>(1) 木造、非木造に関わらず、市内に住宅(ただし、戸建てに限る。)を所有し、又は居住する個人で、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとする方、又は市内に自らが居住するための住宅を新築する個人の方</p> <p>※アパートなどに住まわれる方は、家屋所有者の承諾が必要</p> <p>(2) 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007 付 2)の規格に適合する構造及び機能を有する感震ブレーカーを設置しようとしている方</p> <p>※種類は、増設型・内臓型・基本型の分電盤タイプ</p> | 危機管理課 |
| | <p>機器代金及び設置費用の 2/3(上限3万円、千円未満切捨て)</p> <p>※基本型の場合は、感震機能部分のみ抽出した額(上限3万円、千円未満切捨て)</p> | 37-2116 |

掛川市の制度

| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|------------------------------|---|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0537) |
| ① 新築・購入 | | |
| 浄化槽設置費 補助金制度 | 補助対象区域内で、住宅等に10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方(確認申請・浄化槽設置届をしていない方、販売目的で住宅等を建築する方、住宅等を借りている方で賃貸人の承諾が得られない方は除く。) ※詳細は掛川市公式ホームページをご覧ください。 | 下水道課 |
| | (1)新築、増改築の水洗化に伴う設置 5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円、 10人槽 54万8000円 (2)単独処理浄化槽及びくみ取り便所から合併処理浄化槽への設置替え(新築、増改築を除く) 5人槽 49万2000円、7人槽 70万4000円、 10人槽 103万8000円 (設置替えに伴う宅内配管工事費に対し補助、上限30万円) | 21-1170 |
| ③ 空き家、移住・定住 | | |
| 空き家除却事業費 補助金 | 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅で「空き家」となっている物件を解体する場合に補助金を交付します。 | くらし デザイン課 |
| | 対象空き家の除却に要する費用相当額で限度額は50万円 | 21-1209 |
| 空き家活用お片付け 補助金 | 昭和56年6月1日以降に建築された住宅で「空き家」となっている物件を、空き家バンク等により流通させる意思がある場合に、補助金を交付します。 | くらし デザイン課 |
| | 事業に要する費用の3分の2以内で限度額は20万円 | 21-1209 |
| 「空き家」子育て世 代応援住宅事業 費補助金 | 空き家を購入して定住する子育て世代(全員が39歳以下又は小学生以下のこどもが同居する世帯)を対象に補助金を交付します。 | くらし デザイン課 |
| | 空き家購入費用の2分の1以内で限度額は100万円 ただし、移住の場合は30万円、居住誘導区域内での購入の場合は20万円をそれぞれ限度額に加算します。 | 21-1209 |
| ④ 設備の充実 | | |
| 新エネルギー機器 等設置支援事業 補助金 | 市内に居住する方が新エネルギー機器等を設置する場合 (1)太陽光発電設備(既築) (2)家庭用蓄電池 (3)エネファーム (4)V2H | 環境政策課 |
| | (1)2万円 (2)(3)(4)3万円 ※すべて設置事業費の1/2以内 | 21-1218 |
| ⑤ 新婚・子育て | | |
| 結婚新生活支援 事業費補助金 | 夫婦ともに婚姻日の年齢が39歳以下で、夫婦合算所得が500万円未満の世帯に対し、結婚に伴う住居費、引越し費用を補助 | こども政策課 |
| | 限度額30万円(夫婦ともに29歳以下の場合は60万円) | 21-1211 |

| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
|---------------------|---|------------------|
| 居宅介護(介護予防)住宅改修費支給制度 | (P16 参照) | 長寿推進課 21-1196 |
| 家庭内設置物転倒防止事業 | (1) 高齢者世帯、障がい者世帯、母子世帯、65 歳以上の世帯員と 18 歳未満の世帯員で構成された世帯 (2) 上記以外の一般世帯 | 危機管理課 |
| | (1) 家具等5か所まで無償で固定作業を実施 (2) 家具等5か所まで半額負担(上限 12,500 円)で固定作業を実施 | 21-1131 |
| 日常生活用具給付等事業 | 特定の基準を満たした障がい者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 福祉課 |
| 居宅生活動作補助用具(住宅改修) | 用具の購入費及び改修工事費(限度額 20 万円)の 95% | 21-1139 |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | (P17 参照) | 福祉課 21-1140 |
| ⑧災害対策 | | |
| 住宅用防災施設等設置事業費補助金 | (1) 防災ベッド設置事業 (2) 防災ベッドフレーム設置事業 (3) 耐震シェルター設置事業 (4) 感震ブレーカー設置事業 (5) 雨水貯留設備設置事業 (6) 非常用貯水槽設置事業 | 危機管理課 |
| | (1) 設置に要する経費以内で上限 20 万円 (2) 設置に要する経費以内で上限 30 万円 (3) 設置に要する経費以内で上限 20 万円 (4) 設置に要する経費の3分の2以内で上限1万5千円 (5) 設置に要する経費の2分の1以内で上限5千円 (6) 設置に要する経費の2分の1以内で上限 20 万円 | 21-1131 |
| わが家の専門家診断事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅に対して、専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による耐震診断を実施 無料 | 都市政策課 21-1152 |
| 木造住宅耐震補強事業(補強計画一体型) | 木造住宅の補強計画と補強工事を継続して行う方で、耐震診断の評点が 1.0 未満のものを 0.3 以上上げ、かつ 1.0 以上とする耐震補強計画の策定に要する経費及び、耐震補強計画に基づいた工事に要する経費。(昭和 56 年以前に建築された在来工法の木造住宅で所有者又は居住者が行うものに限る。) | 都市政策課 |
| | (1) 一般世帯 上限 100 万円 (2) 60 歳以上の方がお住い(一人以上)の世帯 上限 110 万円 (3) 高齢者(65 歳以上のみ)等世帯 上限 120 万円 | 21-1152 |
| 木造住宅建替等事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅(現在住まわれている住宅に限る)で、耐震診断の評点が 1.0 未満の既存木造住宅の建替や除却、移転を行う方 | 都市政策課 |
| | 次の事業に要する経費に 100 分の 23 を乗じて得た額に相当する額と次に示す額と①②に示す額と比較していずれか少ない額 (1) 既存住宅を除却し住宅建設(居住誘導区域に限る。)を実施する場合 60 万円(※新築住宅は省エネ基準に適合させる必要あり) (2) 除却事業を実施する場合 30 万円(65 歳以上のみ居住する | 21-1152 |

| | | |
|-------------------|---|---------|
| | 住宅、1・2級の障害者手帳を持つもの、介護保険法による要介護者又は、要支援者が居住する住宅等は 40 万円) | |
| ブロック塀等耐震改修促進事業 | (1) 除去事業 (2) 耐震改修事業 (3) 建替事業 | 都市政策課 |
| | (1) 補助対象経費:「撤去工事費」と「撤去する塀の長さ×基準額」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 一般道補助対象経費×1/2 上限 20 万円(基準額 8900 円/m) 避難路沿道等補助対象経費×2/3 上限 26.6 万円(基準額2万円/m) (2) 補助対象経費:「改善工事費」と「改善する塀の長さ×3万 8400 円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等 補助対象事業費×2/3 上限 33 万 3000 円 (3) 補助対象経費:「改善工事費」と「改善する塀の長さ×5万 8400 円/m」を比較し少ない額に次に示す割合を乗じた額 避難路沿道等 補助対象事業費×2/3 上限 59 万 9000 円 | 21-1152 |
| 民間建築物吹付けアスベスト対策事業 | (1) 含有調査施工されている吹付け建材について、アスベスト含有の恐れがあるものの含有調査 (2) 除去等工事 吹付けアスベスト・吹付けロックウール(アスベスト0.1%超含有のものに限る)の除去・囲い込み・封じ込め等の飛散対策工事 | 都市政策課 |
| | (1) 上限:25 万円/棟 (2) 除去等工事にかかる事業費の 1/3(上限:60 万円/敷地) | 21-1152 |
| 既存建築物耐震診断事業 | 静岡県地震対策推進条例第 15 条第1項の既存建築物(公の機関が所有するもの及び既存木造住宅を除く)の耐震診断を実施する所有者、居住者又は使用者(昭和 56 年以前に建築されたものに限る) | 都市政策課 |
| | (1) 一戸建て住宅 当該事業に要する経費と 13 万 6000 円とを比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内 (2) 一戸建て住宅以外 ア 延床面積 1000 m ² 以下の部分 事業に要する経費と延床面積×3670 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) イ 延床面積 1000 m ² を超え 2000 m ² 以下の部分 事業に要する経費と延床面積×1570 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) ウ 延床面積 2000 m ² を超える部分 事業に要する経費と延床面積×1050 円を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(限度額 200 万円) | 21-1152 |
| がけ地近接危険住宅移転事業 | (1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内にあり、急傾斜地崩壊危険区域整備など他補助事業の対象とならない住宅 (2) 静岡県建築基準条例第 10 条に基づき、建築を制限している区域内にあり、昭和 29 年3月 31 日以前に建設された住宅 (3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域にある既存不適格住宅 (4) 上記(1)～(3)の区域内にあり、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、市長が是正勧告等を行った住宅 | 都市政策課 |

| | |
|---|----------------|
| <p>(1) 建物除却費補助 m²単価を(令和7年度は3万3000円/m²)限度とした額(※年度により単価が変動)</p> <p>(2) 引越し費補助 97万5000円</p> <p>(3) 敷地造成費補助 60万8000円</p> <p>(4) 建物建設費補助 465万円(※新築住宅は省エネ基準に適合させる必要あり)</p> <p>(5) 土地取得費補助 206万円</p> | <p>21-1152</p> |
|---|----------------|

袋井市の制度



| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|---------------------------|---|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0538) |
| ②リフォーム | | |
| 住宅省エネ改修推進事業 | 既存住宅の開口部、躯体等の高断熱化、エコ住宅設備等の改修のための設計と工事に対して助成します。 改修後の断熱性能、エコ住宅設備等について条件があります | 建築住宅課 |
| | 省エネ設計:事業費の2/3以内の額(上限38.8万円/戸) 省エネ改修:事業費の23%以内の額(上限102.5万円/戸) 補助上乘せ:構造補強工事実施(上限36万円/戸) しずおか優良木材等使用(上限14万円/戸) | 44-3123 |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 三世代同居・近居のための空き家改修等支援事業 | ・空き家を有効活用し、三世代同居・近居をする方に補助金を交付します。 ・1年以上空き家であること、10年以上継続して当該事業の目的として空き家を活用すること等、対象者・採択要件に条件があります。 | 建築住宅課 |
| | 空き家のリフォーム工事費または空き家の購入費の1/2以内(限度額30万円/戸※重点地域は限度額45万円/戸) | 44-3123 |
| 地域活性化交流施設等整備のための空き家改修支援事業 | ・空き家を有効活用し、地域のための交流施設、拠点施設等への整備を実施する方に補助金を交付します。 ・10年以上継続して当該事業の目的として活用されるものであること等、採択要件に条件があります。 | 建築住宅課 |
| | 空き家の改修工事費の2/3以内(限度額60万円/戸※重点地域は限度額90万円/戸) | 44-3123 |
| 空き家跡地利用のための空き家除却支援事業 | ・空き家を除却し、除却後の跡地を居住環境の改善及び地域の活性化のために活用する方に補助金を交付します。 ・災害リスクの最も高い地区であること、10年以上継続して当該事業の目的として活用されるものであること等、対象地域・採択要件に条件があります。 | 建築住宅課 |
| | 空き家の除却費の4/5以内(限度額60万円/戸) | 44-3123 |
| 移住支援空き家活用事業 | ・移住者の居住を目的とした空き家のリフォーム工事を実施する方に補助金を交付します。 ・1年以上空き家であること、10年以上継続して当該事業の目的として空き家を活用すること等、対象者・採択要件に条件があります。 | 建築住宅課 |
| | 空き家のリフォーム工事費の2/3以内(限度額300万円/戸) | 44-3123 |
| ④設備の充実 | | |
| ゼロカーボンシティふくろい推進事業補助金 | ゼロカーボンシティふくろいを実現するため、地球温暖化対策に資する事業を実施した方に、予算の範囲内で補助金を交付します。 | 環境政策課 |
| | 太陽光発電(余剰買取制度の場合のみ対象) ※既存住宅のみ 太陽光電池モジュールの最大出力1kW 当たり | 44-3135 |

| | | |
|-----------------------------|--|---------|
| | 2万 5,000 円(上限 10 万円) 家庭用蓄電池(太陽光発電システムと同時設置または既に設置済み) ※既存住宅のみ 購入額の 1/2 以内、10 万円 家庭用コージェネレーションシステム 購入額の 1/2 以内、上限6万円 | |
| 緑のいえなみ整備 事業補助金制度 | 道路に面した敷地内へ生垣の設置や複数本の植樹をされる方 ※条件要確認 | 維持管理課 |
| | ・補助対象経費の 2/3 以内、1敷地 10 万円を上限 ・植栽等の延長1メートルにつき2万 5,600 円 | 44-3165 |
| 浄化槽設置事業費 補助金 | 以下のすべてに該当する方 ・公共下水道事業計画区域及び農業集落排水事業の実施 区外に合併処理浄化槽を設置する方 ・一般住宅、店舗併用住宅(住宅部分面積 1/2 以上)に設置 する 10 人槽以下の浄化槽 ・設置場所に居住(予定)していて、市税等を滞納していない方 | 下水道課 |
| | 補助額は浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、次に掲げる人槽区分に応じ、それぞれ掲げる額を限度額とする。(1,000 円未満は切り捨て) (1)建物の新築・増築を伴う場合 5人槽 33 万 2,000 円 6人槽以上7人槽以下 41 万 4,000 円 8人槽以上 10 人槽以下 54 万 8,000 円 (2)みなし浄化槽・くみ取り便槽から付け替える場合 5人槽 70 万 3,000 円 6人槽以上7人槽以下 90 万 2,000 円 8人槽以上 10 人槽以下 127 万 2,000 円 | 84-6081 |
| 浄化槽維持管理費 補助金 | 以下の全てに該当する方 ・公共下水道供用区域及び農業集落排水事業の実施区域 外で合併処理浄化槽を適正に維持管理している方 ・前年度に保守点検3回、清掃1回、法定検査(11 条または 7条)1回を実施した方 ・前年度に受検した法定検査(11 条または7条)が不適正の 判定を受けた場合は、その後改善を行ったこと ・一般住宅、店舗併用住宅(住宅部分面積 1/2 以上)に設置 する 10 人槽以下の合併処理浄化槽 ・当該浄化槽の設置場所に住所を有していて、市税等を滞 納していない方 | 下水道課 |
| | 浄化槽の維持管理費(保守点検、清掃、法定検査代)から 下水道使用料相当額※を差し引いた額(100 円未満は切り 捨て) ※水道の使用水量から下水道使用料を算出する。 | 84-6081 |
| 浄化槽雨水貯留施 設転用工事費補助 金制度 | 以下の全てに該当する方 ・宅内排水設備工事(下水道等に接続する工事)により不要 となる浄化槽を雨水貯留施設に転用する方 ・転用工事を自らの負担により行い、市税等の滞納がない方 | 下水道課 |
| | 1件について転用工事費の 1/2 以内とし、上限額8万円 (1,000 円未満は切り捨て) | 84-6081 |

| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
|---------------------|--|---------|
| 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給 | (P16 参照) 介護保険の住宅改修と同じ | 保険課 |
| | 改修に要した費用(同一住宅・同一対象者につき 20 万円を上限)の9割、8割または7割(利用者負担割合による)を介護保険で支給 | 44-3152 |
| 障害者(児)等住宅改修費助成 | 著しく支障のある重度障害者(児)が、日常生活を営むのに必要となる段差解消など住環境の改善を行う場合に改修費用を助成します。(対象者:身体障害者手帳の交付を受けた者等。詳細は市ホームページ参照) | しあわせ推進課 |
| | 自己負担金 1割(限度額 20 万円)原則1回 ※市民税所得割の額が 46 万円を超える者がいない世帯に属する方 ※介護保険法による適用を受けられる方又は受けた方は対象外 | 44-3114 |
| 重度身体障害者住宅改造費助成 | 在宅の重度身体障害者が日常生活を容易にするために、洗面所の改造など住宅設備を改造する場合に、改造工事費を助成します。(対象者:身体者障害者手帳の交付を受けた者。詳細は市ホームページ参照) | しあわせ推進課 |
| | 助成対象経費の 3/4 以内とし、限度額は次のとおりです。 1介護保険法に基づく住宅改修費の給付を受けることができる方は、57 万円 2袋井市障害者(児)等住宅改修費助成事業による住宅改修費の給付を受けることができる方は、55 万円 それ以外の方は、75 万円 | 44-3114 |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | (P17 参照) 住居確保給付金と同じ | しあわせ推進課 |
| | | 44-3119 |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家診断事業 | 市が派遣する耐震診断補強相談士が住宅を調査し、耐震性を判定します。 ※令和7年度末終了予定 | 建築住宅課 |
| | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された既存木造住宅を対象に、専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施 | 44-3120 |
| 木造住宅耐震改修助成事業(補強一体型) | 耐震補強計画の策定と耐震補強工事を一体的に実施する事業に対し、補助金を交付します。 ※令和7年度末終了予定 | 建築住宅課 |
| | 昭和 56 年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを 1.0 以上(かつ 0.3 ポイント以上アップ)とする補強計画と補強工事を一体的に実施する事業 一棟ごとの事業費と 100 万円/戸を比較し、いずれか少ない額(高齢者等世帯の場合は 120 万円/戸) | 44-3120 |
| 木造住宅除却等助成事業 | 耐震性のない木造住宅の除却・建替え事業に対し、補助金を交付します。 ※補助対象に地域要件があります。 | 建築住宅課 |
| | 昭和 56 年5月以前に建てられた木造住宅で、耐震診断の結果、耐震評定 1.0 未満のもの、又は「容易な耐震診断調査票」により、倒壊の危険性があると判断できる建築物の除却・建替え事業 | 44-3120 |

| | | |
|--------------------|--|---------|
| | <p>【除却事業】 一般世帯 :30 万円/戸 高齡者等世帯:40 万円/戸 【建替事業】 対象世帯一律:60 万円/戸 【移転事業】 一棟ごとの事業費と 10 万円とを比較し、いずれか少ない額 ※除却事業に伴い、耐震性のある既存住宅に住み替える場合のみ対象</p> | |
| 既存建築物耐震性向上事業 | 昭和 56 年5月 31 日以前に建築された建築物(既存木造住宅を除く)の所有者が耐震診断を行う場合、補助金を交付します。 | 建築住宅課 |
| | 一棟ごとの事業費と 3,670 円×延べ床面積を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内(上限 200 万円/戸) | 44-3120 |
| 住宅屋根耐風改修促進事業 | 瓦屋根の耐風診断と耐風改修を一体的に行う事業に対して補助金を交付します。 | 建築住宅課 |
| | 耐風診断:一棟ごとの事業費と3万 1,500 円/戸を比較し、いずれか少ない額の 2/3 以内の額(上限2万 1,000 円/戸) 耐風改修:一棟ごとの事業費と基準額(屋根の面積1㎡あたり2万 4,000 円を乗じて得た額)を比較し、いずれか少ない額の 23%以内の額(上限 55 万 2,000 円/戸) | 44-3120 |
| 家庭内家具等転倒防止器具給付事業 | 袋井市の住民基本台帳に記録されている世帯、かつ居住している世帯の方 | 危機管理課 |
| | 市が指定する家具等転倒防止器具(上限 2,000 円/台)を1年度内で1世帯あたり6台分まで現物給付する。 | 86-3701 |
| 家庭内家具等転倒防止器具取付支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 家具等転倒防止器具給付を受けた世帯で、自ら転倒防止器具を取り付けることが困難な世帯の方(賃貸住宅の場合は家主の了承が必要) 給付を受けた転倒防止器具を1年度の間で、1世帯につき2台から6台まで、市が委託した事業者(大工)が取付する | 危機管理課 |
| | <p>取付費用のうち 5/6 を市が負担し、残りの 1/6 を申請者が負担する。 ※ただし、次に該当する世帯については、取付費用を市が全額負担する</p> <p>(1)満 65 歳以上の者のみで構成されている世帯 (2)要支援又は要介護の認定を受けている者が属する世帯 (3)障害者手帳や療育手帳などの手帳の交付を受けている者が属する世帯 (4)袋井市災害時避難行動要支援者計画(個別計画)作成に同意した者、又はその支援者であると市長が認める者が属する世帯</p> | 86-3701 |

湖西市の制度

| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|-----------------------------|---|---------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (053) |
| ①新築・購入 | | |
| 住もっか「こさい」定 住促進奨励金 | 市内に住む単身で40歳未満、夫婦で合計80歳未満の方で、 市内に住宅を新築・購入した方 (※その他条件有) | 企画政策課 |
| | 10万円(基本額)～最大100万円 ※加算方式のため申請者の条件により奨励金額が変わります。 | 576-4910 |
| ④設備の充実 | | |
| 家庭用脱炭素化促 進設備等導入支援 補助金 | (1)家庭用コージェネレーションシステム(エネファーム) (2)家庭用蓄電池 ※一般社団法人環境共創イニシアチブが実施する補助事業の 対象システムであること (3)V2H充放電設備 ※電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて 家庭の電力として使用できる仕組みを備えたもの (4)低公害車 ※電気自動車(超小型電気自動車を含む)かPHV、燃料電池 自動車であること (5)太陽光発電システム ただし、次のすべての条件に該当する方を対象とする ・市内に住民登録がある方で、自らの住宅又は住宅敷地に対 象機器を設置する方 ・市税の未納のない方 ・過去に同様の機器の補助金を受領していない方 | 環境課脱炭素 推進室 |
| | (1)一律6万円 (2)1kWh 当たり1万円(上限4万円) (3)一律4万円 (4)電気自動車及びPHV 一律5万円 燃料電池自動車 一律15万円 (5)1kW 当たり1万円(上限4万円) ※蓄電池と同時申請の場合1kW 当たり1.5万円(上限6万円) | 576-4921 |
| 浄化槽雨水貯留施 設転用費補助金制 度 | 公共下水道に切り替えることにより不要となる浄化槽を雨水貯 留施設に転用する方に工事費の一部を市が補助する制度 | 上下水道課 |
| | 1件につき転用工事費の1/2以内(限度額7万5000円) | 574-2211 |
| 浄化槽設置整備事 業費補助金 | 公共下水道事業計画区域外で、単独処理浄化槽又はくみ取り 便槽から合併処理浄化槽に転換設置する一般住宅 | 廃棄物対策課 |
| | 本体工事費、宅内配管工事費、撤去工事の合計額(補助の最大 額)は次のとおり。 (1)単独処理浄化槽からの転換設置 5人槽78万円、7人槽88万2000円、10人槽100万5000円 (2)くみ取り便槽からの転換設置 5人槽75万円、7人槽85万2000円、10人槽97万5000円 | 577-2255 |

| | | |
|-----------------------|---|-------------------|
| 家具転倒防止事業 | 湖西市内に居住し、児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯に属する者 家具、3個までを無料で固定する | 危機管理課 576-4538 |
| 感震ブレーカー設置補助事業 | 次のいずれかに該当する者 ・市内に居住する個人(併用住宅は含むが事務所は除く) ・市内の賃貸目的の住宅等に居住する個人(借家に設置する場合は所有者等の承諾が必要) ・市内に住宅等を新築する個人 | 危機管理課 |
| | 購入及び設置に要する経費の3分の2(千円未満切捨て)以内 上限は3万円 新築及び既設分電盤を撤去し感震機能付分電盤を設置する場合は一律1万円 | 576-4538 |
| ⑤新婚・子育て | | |
| 新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金 | 39歳以下の夫婦(または夫婦のどちらか)が湖西市へ転入し、かつ、転入した日の前後60日以内に婚姻の届をしている方(※所得制限なし、その他条件有) 1夫婦 10万円 | 企画政策課 576-4910 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給 | ・市内で要支援、要介護認定を受けている方で、手すりの取付、段差の解消、床材の変更、扉の取替、洋式便器等への取替のいずれかに該当する住宅改修を行った場合 ・事前にケアマネージャー等が作成する理由書が必要。 | 高齢者福祉課 |
| | 改修に要した費用(上限20万円)の9割、8割または7割(利用者負担割合による)の額を介護保険で支給 | 576-1104 |
| 日常生活用具給付事業 居宅生活動作補助用具 | 次のいずれかに該当する方 ① 下肢、体幹機能障害又は脳原性運動機能障害(移動性運動機能障害に限る。)を有する方で、障害等級3級以上の方(ただし特殊便器への取替えの場合は上肢障害2級以上の方) ② 視覚障害2級以上の方 ③ 下肢、体幹機能障害を有する難病患者 | 地域福祉課 |
| | 着工前に申請。原則1回。障害者(児)の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(上限額20万円)(介護保険制度優先) | 576-4532 |
| 重度身体障害者住宅改造費助成事業 | 助成の対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する在宅の重度身体障害者の方 ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢、体幹又は視覚の障害者で、障害の程度が1、2級の方 ・前年分の所得税額12万円以下の世帯に属する方 ・一度もこの助成を受けたことがない方 | 地域福祉課 |
| | 着工前に申請。原則1回。既存住宅の浴室、便所、洗面所、台所、玄関、廊下その他の住宅設備(上限額20万円(他制度優先)) | 576-4532 |
| 家具転倒防止事業 | 湖西市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯に属する者 (1) 満65歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (2) 満65歳以上の者(前年度末)及び満18歳未満の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 | 危機管理課 |

| | | |
|------------------|--|-------------------|
| | 家具、3個までを無料で固定する | 576-4538 |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | (P17 参照) | 地域福祉課 576-1295 |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家診断事業 | (P18 参照) | 建築住宅課 576-4549 |
| 建築物耐震改修促進事業費補助金 | (1) 建築物耐震診断事業 (2) 木造住宅耐震改修事業(補強計画一体型) (3) 木造住宅除却事業 | 建築住宅課 |
| | (1) 当該事業に要する経費と別に定める基準額とを比較していずれか少ない額の2/3以内で限度額は ア 非木造戸建住宅 13万6000円 イ 一戸建て住宅以外 詳細は問合せ先へ連絡をお願いします。 (2) (P18 参照) (3) 限度額 30万円(除却費の23%以内) | 576-4549 |
| ブロック塀等撤去事業補助金 | (P18 参照) | 建築住宅課 576-4549 |
| 家具転倒防止事業 | 湖西市内に居住し、次のいずれかに該当する世帯に属する者 (1) 満65歳以上の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (2) 満65歳以上の者(前年度末)及び満18歳未満の者(前年度末)のみで構成されている世帯 (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けている者を含んで構成されている世帯 (4) 児童扶養手当を受給している者を含んで構成されている世帯 (5) 自主防災会が推薦する世帯 | 危機管理課 |
| | 家具、3個までを無料で固定する | 576-4538 |
| がけ地近接危険住宅移転事業 | (1) 危険住宅の除却費補助 (2) 敷地造成費補助 (3) 建物建設費補助 (4) 土地取得費補助 | 都市政策課 |
| | (1) 限度額 97万5000円 (2) 限度額 60万8000円※ (3) 限度額建物建設費補助 465万円※ (4) 限度額土地取得費補助 206万円※ ※(借入金利子に対する一部補助) | 576-4925 |
| 感震ブレーカー設置補助事業 | 次のいずれかに該当する者 ・市内に居住する個人(併用住宅は含むが事務所は除く) ・市内の賃貸目的の住宅等に居住する個人 (借家に設置する場合は所有者等の承諾が必要) ・市内に住宅等を新築する個人 | 危機管理課 |
| | 購入及び設置に要する経費の3分の2(千円未満切捨て)以内 上限は3万円 新築及び既設分電盤を撤去し感震機能付分電盤を設置する場合は一律1万円 | 576-4538 |

御前崎市の制度



| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|--------------------------------|---|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0537) |
| ①新築・購入 | | |
| 勤労者住宅建設 資金利子補給制 度 | 対象者は、市内に自ら居住する住宅を新築・増改築または建売住宅、中古住宅、住宅用土地を購入される勤労者の方 利子補給対象額 1件当たり 500 万円 | 商工観光課 |
| 融資利率等 | 利子補給率 年 1.00% 利子補給期間 10 年間 返済期間:10 年以上(最長 35 年) | 85-1135 |
| 申込窓口 | 労働金庫小笠支店 TEL 0537-72-7111 | |
| ②リフォーム | | |
| 住宅耐震リフォー ム支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 対象者は、市内に住民登録があり、町内会の班に加入又は加入される方で、市税等の滞納がないことなどが条件 御前崎市プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費補助金交付要綱に規定する木造住宅耐震補強助成事業の交付決定を受けていること。 | 都市整備課 |
| | 工事費の 50% (上限 40 万円(千円未満切捨て)) 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く | 85-1122 |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 空き家リフォーム支 援事業 | <ul style="list-style-type: none"> 対象となる工事は、リフォーム工事で、住宅の省エネ化、バリアフリー化、長寿命化のいずれかに該当する工事 対象となる空き家は、御前崎市が把握している空き家に限る 対象者は、空き家引き渡し後、住民基本台帳に記載され、かつ、該当空き家に 10 年以上居住する意思があること。 町内会の班に加入し、市税等の滞納がないことなどが条件 | 都市整備課 |
| | 工事費の 50% (上限 40 万円(千円未満切捨て)) 市内の他の補助制度を受ける場合は、その金額を工事費から差し引く | 85-1122 |
| ④設備の充実 | | |
| 新エネルギー・省 エネルギー機器導 入促進補助金 | <ul style="list-style-type: none"> 市内に住所を有する、又は住所を有する予定の方で、市税等の滞納がない方 自らが居住する又は居住する予定の住宅に新エネルギー・省エネルギー機器を設置又は機器付き住宅を購入する場合に限る 過去に市から同種の設置機器に対する補助金の交付を受けたことがない方(同一世帯の方を含む) 年度内に設置工事を完了できる方 | GX 推進課 |

| | | |
|-----------------------|---|-------------------|
| | 1kW当たり2万円で上限8万円(太陽光発電システム) 1kWh当たり2万円で上限8万円(家庭用蓄電池) 1基当たり2万円(太陽熱利用システム) 購入額の10%で上限10万円(初年度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、FCV車、ミニカー)で自家用のもの) | 85-1134 |
| 浄化槽設置事業費補助金 | ・住宅に設置する10人槽以下の合併処理浄化槽 ・店舗兼住宅の場合、居住部分が延床面積の1/2以上なら対象 | 上下水道課 |
| | 浜岡地区(浄化槽整備区域のみ・限度額) 5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円 10人槽 54万8000円 御前崎・白羽地区(限度額) 5人槽 70万円、7人槽 90万円、10人槽 140万円 | 85-1126 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 居宅介護住宅改修費支給制度 | (P16 参照) | 高齢者支援課 85-1118 |
| 障害者(児)等日常生活用具給付事業 | ・下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が3級以上の方(特殊便器への取替えは、上肢障害2級以上の方)又は視覚障害者2級以上のもの。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者(児)の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの ・世帯の所得状況により上限負担額あり | 福祉課 |
| | 上限額 20万円(内自己負担10%) | 85-1121 |
| 重度身体障害者住宅改造費助成事業 | ・市内に住所を有し、身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害、下肢又は体幹機能障害者で、障害の程度が1、2級で住宅設備の改造を必要とする方 ・前年分の所得税額150万円以下の世帯に属する方 | 福祉課 |
| | 前年分所得税額12万円以下の世帯の方は対象経費の3/4以内(限度額75万円) 前年分所得税額12万円超150万円以下の世帯の方は対象経費の1/2以内(限度額50万円) | 85-1121 |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | (P17 参照) | 福祉課 85-1121 |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家診断事業 | 昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった既存木造住宅 | 都市整備課 |
| | 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施 | 85-1122 |
| 木造住宅耐震補強助成事業(補強計画一体型) | 昭和56年5月31日以前に建築又は同日において工事中であった木造住宅について補強設計及び耐震補強工事をする方 | 都市整備課 |
| | 木造住宅耐震補強助成事業に要する経費で以下の金額を補助上限額とする。 (1)一般世帯：上限100万円 (2)高齢者世帯：上限120万円 | 85-1122 |

| | | |
|-------------------|---|---------|
| ブロック塀等耐震改修促進事業補助金 | 市内のブロック塀等で、地震発生時に倒壊の危険性のある塀 | 都市整備課 |
| | 撤去事業(安全な通学路等) 事業費と撤去するブロック塀の延長1mにつき8900円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(道路に面した部分に限る。)(限度額10万円) 改善事業(安全な通学路等) 事業費と改善するフェンス・生垣の延長1mにつき3万8400円を乗じた額とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内(撤去事業を行った部分であり、かつ道路に面した部分に限る。)(限度額25万円) | 85-1122 |
| 住宅・建築物アスベスト改修事業 | 除去等吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み又は吹付けアスベストが施工されている建築物の除却を行う場合のアスベストの除去 | 都市整備課 |
| | アスベスト除去等にかかる事業費の2/3以内(上限120万円/敷地) | 85-1122 |
| がけ地近接危険住宅移転事業 | 次のいずれかの条件にあてはまる住宅 (1)静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅 (2)静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの (3)県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅 (4)上記(1)(2)(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅 | 都市整備課 |
| | 建物除去費補助 97万5000円(除却費用に対する一部補助) 敷地造成費補助 60万8000円 (借入金利子に対する一部補助) 建物建設費補助 465万円() 土地取得費補助 206万円() | 85-1122 |
| 防災ベッド等購入補助事業 | 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住する方 | 都市整備課 |
| | 防災ベッドの購入・設置に要する経費の2/3以内(限度額40万円/基)。10万円の高齢者等割増あり。 | 85-1122 |
| 耐震シェルター整備事業 | 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅に居住する方 | 都市整備課 |
| | 耐震シェルターの購入・設置に要する経費の2/3以内(限度額40万円/基)。10万円の高齢者等割増あり。 | 85-1122 |
| 御前崎市感震ブレーカー設置費補助金 | ①市内に住宅を所有かつ住民登録をしている方が、住宅に感震ブレーカーを設置する場合、補助金を支給する。 ②申請年度に市内に住宅を新築する方で感震ブレーカーを設置する際に補助金を支給する | 危機管理課 |
| | ①補助対象額は、補助対象経費の3分の2以下の額で上限3万円(その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額) ②補助対象額は、一律1万円。 | 85-1119 |

菊川市の制度



| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|-------------------|---|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0537) |
| ①新築・購入 | | |
| 若者世帯定住促進補助金 | 市内に住宅を取得した、満40歳未満の方を対象に住宅の取得にかかった費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | (1)住宅の取得費用の10分の1以内で、上限25万円 (2)三世帯同居又は隣接住宅の場合は、取得価格の10分の2で、上限40万円 | 35-0957 |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 空き家等除却事業費補助金 | 昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住又は使用されていない木造戸建住宅等を解体する費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 建築物本体を解体する工事費用の23%以内で最大30万円 | 35-0957 |
| ④設備の充実 | | |
| 自然エネルギー利用促進補助金 | 市内に自ら居住又は居住を予定する住宅に、太陽光発電システム及び太陽熱温水器等を新たに設置する費用の一部を補助します。 | 環境推進課 |
| | (1)太陽光システム 太陽電池の最大出力1kWあたり …4000円(限度額2万円) (2)家庭用リチウムイオン蓄電池 蓄電池の蓄電容量1kWhあたり …1万2000円(限度額6万円) (3)太陽熱温水器 集熱パネルの面積1㎡あたり …2000円(限度額8000円) (4)ソーラーシステム 集熱パネルの面積1㎡あたり …2000円(限度額1万2000円) | 35-0916 |
| 浄化槽設置事業費補助金 | 下水道認可区域・農業集落排水事業採択区域・平尾下水処理場使用区域・集合処理施設設置区域(奥の谷および花木地区)を除く区域に10人槽以下の浄化槽を設置する費用の一部を補助します。 | 下水道課 |
| | (1)用途区域内 新築、増改築、付け替え【補助金上限額】 5人槽 73万5000円、7人槽 85万1000円、 10人槽 126万1000円 (2)用途区域外 ア新築、増改築【補助金上限額】 5人槽 14万4000円、7人槽 18万3000円、 10人槽 24万3000円 イ付け替え【補助金上限額】 5人槽 53万1000円、7人槽 63万円、 10人槽 90万3000円 | 35-0933 |

| | | |
|--------------------------|---|------------------|
| 下水道接続工事費補助制度 | 既存の専用住宅又は併用住宅の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続する工事にかかった費用の一部を補助します。 (下水道接続工事費－30万円) × 1/4 (限度額 10万円) | 下水道課 35-0933 |
| ⑤新婚・子育て | | |
| 新婚生活支援事業費補助金 | (1) 補助対象者 ・令和7年1月1日から令和8年2月27日までの間に婚姻届を提出し受理された世帯。 ・令和6年度に本補助金の補助上限額未満の交付を受けた世帯(継続補助世帯)。 ※その他要件等の詳細はお問い合わせください。 (2) 対象経費 ・結婚を機とした、市内の住宅購入、リフォーム、賃借する際に要した費用、引越費用 ※令和7年4月1日から令和8年2月27日までに支払った費用が対象となります。 | 企画政策課 |
| | (3) 補助額 基準日:婚姻日における夫婦の年齢 ・ともに29歳以下の世帯 上限60万円 ・それ以外の世帯(39歳以下) 上限30万円 ※継続補助世帯は、上記上限額から令和6年度の交付額を差し引いた額を限度とする。 | 35-0900 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給制度 | 16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ | 長寿介護課 37-1253 |
| 菊川市家具転倒防止事業 | 市内に居住する65歳以上の高齢者世帯、要介護3以上の認定を受けている世帯、障がい者手帳などをお持ちの世帯を対象に、家具の固定を無料で実施します。 1軒あたり、家具5台までを無料で固定します。 | 危機管理課 35-0923 |
| 重度身体障害者の住宅改修費給付制度 | 障がい者の移動等を円滑にする用具を購入又は設置のために小規模な住宅改修工事を行う際にかかった費用の一部を補助します。 | 福祉課 |
| | 用具の購入費及び改修工事費の95% (限度額 19万円) | 37-1252 |
| ⑦住宅に困窮する方 | | |
| 住居確保給付金 | 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ | 福祉課 37-1251 |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家診断事業 | 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断を無料で受けられます。 | 都市計画課 |
| | 専門家(静岡県耐震診断補強相談士)による無料の耐震診断を実施します。 | 35-0957 |
| 木造住宅耐震補強事業(耐震補強計画一体型)補助金 | 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅で耐震評点が1.0未満の住宅について、耐震評点を0.3以上上げ、かつ1.0以上にする耐震補強計画の策定とその耐震補強工事を実施する費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 上限100万円 お住まいの方全員が65歳以上の住宅又は要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅(高齢者等住宅)については上限120万円 | 35-0957 |

| | | |
|-------------------|---|---------|
| 木造住宅耐震補強計画策定事業補助金 | 木造住宅耐震補強事業(耐震補強計画一体型)において、耐震補強計画策定後に費用等を理由に工事に着手しなかった高齢者等住宅で耐震シェルターや防災ベッドの設置等の命を守る対策を実施する費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 上限 14 万 4000 円 (図面の作成を行う場合は、25 万 9000 円) | 35-0957 |
| ブロック塀撤去事業補助金 | 公道に面した危険なブロック塀を全撤去する工事の費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 工事費用と、塀の延長 (m) × 9200 円を比較して、少ない額の 2/3 (上限 26 万 6000 円、千円未満切り捨て) | 35-0957 |
| ブロック塀改善事業補助金 | 指定避難路・避難地に面した危険なブロック塀を全撤去後、フェンス・生垣に造り替える工事の費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 工事費用と、塀の延長 (m) × 3 万 8400 円を比較して、少ない額の 2/3 (上限 16 万 6000 円、千円未満切り捨て) | 35-0957 |
| 住宅瓦屋根耐風診断事業補助金 | 令和 3 年 12 月 31 日以前に建築された瓦屋根住宅の瓦屋根の緊結方法が、基準に適合しているか、専門家に依頼する診断費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 診断費の 2/3 (最大 2 万 1000 円/棟) | 35-0957 |
| 住宅瓦屋根耐風改修工事補助金 | 専門家による耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根を基準に適合する屋根への改修工事にかかった費用の一部を補助します。 | 都市計画課 |
| | 工事費※の 23% ※補助対象限度額 2 万 4000 円 × 屋根面積 (上限 240 万円/棟) | 35-0957 |
| 耐震シェルター購入事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された 2 階建て以下の木造住宅の 1 階に静岡県が認めた耐震シェルターを設置する費用の一部を補助します。ただし、耐震補強工事を行っていないものに限りです。 | 都市計画課 |
| | 本体購入、運搬及び設置に要する費用の 3 分の 2 以内とし最大 40 万円を限度とする。お住まいの方全員が 65 歳以上の住宅又は要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅(高齢者等住宅)については 6 分の 5 以内とし最大 50 万円を限度とする。 | 35-0957 |
| 防災ベッド購入事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築(着工)された 2 階建て以下の木造住宅の 1 階に静岡県が認めた防災ベッドまたは防災ベッドフレームを設置する費用の一部を補助します。耐震補強工事を行っていないものに限りです。 | 都市計画課 |
| | 本体購入に要する費用の 3 分の 2 以内とし、40 万円を限度とする。お住まいの方全員が 65 歳以上の住宅又は要介護者や身体障がい者がお住まいの住宅(高齢者等住宅)については 6 分の 5 以内とし最大 50 万円を限度とする。 | 35-0957 |
| 感震ブレーカー設置事業費補助金 | 市内在住の 65 歳以上の高齢者が属する世帯、要介護 3 以上の認定を受けている方が属する世帯、障がい者等がいる世帯が感震ブレーカーを設置する費用の一部を補助します。 | 危機管理課 |
| | 設置費用の 3 分の 2 で千円未満の端数を切り捨てた額とし、2 万 5000 円を限度とする。 | 35-0923 |

森町の制度

| 制度名称 | 制度概要 | 問い合わせ |
|-------------------|---|----------------|
| | 補助額等 | 電話番号 (0538) |
| ①新築・購入 | | |
| 地域材利用木造住宅建築事業費補助金 | 【補助対象者】 ・町内に木造住宅を新築する方 ・町内の木造住宅を床面積 10 m ² 以上増築する方 ・町の空き家・空き地バンクに登録のある空き家を改築し、居住する方 【補助条件】 ・町内の製材所又は材木店から地域材を購入すること。 ・町内の建築業者が新築・増築・改築の作業を行うこと。 ※地域材とは、浜松市、磐田市、掛川市、袋井市及び森町の区域の森林から搬出される木材のことです。 | 産業課 林政係 |
| | 地域材の購入に対する補助 上限 10 万円 | |
| ③空き家、移住・定住 | | |
| 空き家等利活用推進支援補助金 | 【概要】 空き家・空き地バンクに登録可能な空き物件の改修及び残置物処分を行う場合にその費用の一部を補助 【補助対象者】 売買又は賃貸等による利活用を目的とした空き物件の所有者、購入者、賃借人 【補助対象経費】 改修工事 (1) 台所、風呂、トイレ等の改修に係る経費 (2) 電気、ガス及び水道設備の改修に係る経費 (3) 内装、屋根、外壁等の改修に係る経費 残置物処分 (1) ごみ処理手数料 (2) ごみの収集及び運搬手数料 (3) 特定家庭用機器の引取りに要する経費 (4) 家財処分の委託等に係る経費 (5) ハウスクリーニング等の建物内の清掃に要する経費 【補助要件】 ・空き家・空き地バンクに登録すること。 ・登録した空き物件を 3 親等以内の親族に売却又は賃貸しないこと。 ・空き物件の所有者が改修工事または残置物処分を行うことについて承諾していること。 ・市町村民税等の徴収金の滞納がないこと。 | 定住推進課 移住交流係 |
| | 改修工事 工事に要した金額又は 30 万円のいずれか少ない額 残置物処分 処分に要した金額又は 10 万円のいずれか少ない額 | |

| | | |
|----------------------------|---|--|
| <p>空き家除却事業費補助金</p> | <p>【補助対象者】 町内に空き家を所有する者又はその相続人</p> <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅であって、町が定める基準に該当する危険空き家であること。 ・空き家及び附属建築物、附属する工作物、敷地内の樹木等を除却・撤去して、敷地を更地にすること。 <p>※その他詳細については、問合せください。</p> <p>解体・撤去費用の1/2以内とし、上限額を50万円とする。</p> | <p>定住推進課 住まい支援係</p> <p>85-6321</p> |
| <p>④設備の充実</p> | | |
| <p>新エネルギー機器等導入促進事業費補助金</p> | <p>【概要】 住宅用太陽光発電システム（太陽電池モジュールの公称最大出力10kW未満）及び家庭用蓄電池システム（蓄電容量2kW以上）を設置する場合にその費用の一部を補助 ※未使用品に限る。</p> <p>【補助対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有し、自己が居住する住宅に対象機器を設置する者 ・過去に本補助金の交付を受けていない者 ・町税等の滞納がない者 <p>【太陽光発電システム】 公称最大出力値（kW）×1万円（上限5万円） ただし、1000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>【家庭用蓄電池システム】 1台につき 5万円（一律）</p> | <p>住民生活課 生活環境係</p> <p>85-6314</p> |
| <p>浄化槽設置事業費補助金</p> | <p>町内に浄化槽を設置する方で、次の要件を満たす場合に、予算の範囲内で補助金を交付します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置届の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けている。 (2) 併用住宅に設置する場合、延床面積の1/2以上が居住部分である。 (3) 賃借している住宅に設置する場合は、当該住宅の所有者の承諾が得られている。 (4) 自らが居住する住宅へ設置する。 (5) 町の公共下水道事業認可区域外に設置する。 <p>新築、増改築</p> <p>5人槽 33万2000円、7人槽 41万4000円、 10人槽 54万8000円</p> <p>みなし浄化槽（単独処理）からの付替え</p> <p>5人槽 41万4000円、7人槽 51万6000円、 10人槽 68万4000円</p> | <p>住民生活課 生活環境係</p> <p>85-6314</p> |
| <p>⑤新婚・子育て</p> | | |
| <p>住もうよ森町新婚さん応援金</p> | <p>【概要】 婚姻に伴う新生活に係る費用の一部に対し、経済的に支援します。</p> <p>【補助対象者】 以下を全て満たしていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和8年3月31日までに婚姻届が受理された夫婦であること。 (2) 婚姻日より1年以内の夫婦であること。 (3) 申請時点において双方とも町内の同一の住居に住民登録されていること。 | <p>定住推進課 移住交流係</p> |

| | | |
|--|--|-------------------------|
| | <p>(4) 婚姻日の年齢が双方又はいずれか一方が 39 歳以下であること。</p> <p>(5) 双方とも交付決定日から引き続き 1 年以上、森町に居住すること。</p> <p>(6) 双方とも市町村税の滞納がないこと。</p> <p>(7) 双方とも過去に本応援金の交付を受けてないこと。</p> <p>【補助対象経費】 婚姻日を基準日とし、3 か月前の月の初日から 12 か月後の月の末日までの間に支払った次の費用</p> <p>(1) 住居の取得費（新たに取得した町内の住居に対し支払った費用）</p> <p>(2) 住居の賃借料（婚姻を機に賃借した町内住居に支払った費用）</p> <p>(3) 住居の改修・増改築費（既存住宅のリフォーム費用）</p> <p>(4) 引越費用（婚姻を機とした引越しの際に、業者に支払った費用）</p> <p>(5) 生活備品代（婚姻後の生活のために取得した家具家電費用）</p> <p>(6) 車両購入経費（婚姻後の生活のために購入した自動車取得費）</p> <p>(7) 車両リース料（婚姻後の生活のために契約した自動車リース費）</p> | |
| | 1 世帯につき 最大 30 万円 | 85-6321 |
| ⑥高齢者、障害のある方 | | |
| 介護保険の住宅改修 | 16 ページ掲載の介護保険の住宅改修と同じ。 | 福祉課 介護保険係 86-6341 |
| 重度身体障害者の住宅改修費給付制度 （地域生活支援事業－日常生活用具給付等事業－居宅生活動作補助用具） | <ul style="list-style-type: none"> ・下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）の方で、身体障害者手帳の交付を受けた障害の程度が 3 級以上の方（特殊便器への取替えは、上肢障害 2 級以上の方）又は視覚障害 2 級以上の方。難病患者等にあつては、下肢又は体幹機能に障害があるもの ・障害者の移動等を円滑にする用具を購入し、設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 福祉課 地域福祉係 |
| | 改修費用の 95%以内で、限度額は 20 万円とする。 | 85-1800 |
| 重度身体障害者住宅改造費助成 | <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳の交付を受けた下肢障害者、体幹障害者又は視覚障害者で、障害の程度が 1 級又は 2 級の方 ・前号の障害のため、その者に適するように住宅を改造する必要がある方 ・前年分の所得税額 12 万円以下の世帯に属する方 | 福祉課 地域福祉係 |
| | 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 40 条第 6 号及び第 52 条第 6 号に基づく住宅改修費の給付を受けることができる者は、57 万円を限度とする。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 2 に基づく日常生活用具給付事業に定める住宅改修費の給付を受けることができる者は 55 万円を限度とする。 前 2 号以外の者は、75 万円を限度とする。 | 85-1800 |

| ⑦住宅に困窮する方 | | |
|------------------------------|---|---|
| 住居確保給付金 | 17 ページ掲載の住居確保給付金と同じ。 | 福祉課 地域福祉係 85-1800 |
| ⑧災害対策 | | |
| わが家の専門家 診断事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された既存木造住宅 | 定住推進課 住まい支援係 |
| | 専門家（静岡県耐震診断補強相談士）による無料の耐震診断を実施 | 85-6321 |
| 木造住宅の耐震 改修事業（補強 計画一体型） | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅（在来工法）で、耐震診断の結果、総合評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上、かつ 0.3 以上あげる耐震補強工事を行う場合 一般世帯・・・1 戸につき最大で 120 万円 高齢者等世帯・・・1 戸につき最大で 140 万円 耐震改修工事期間中に P R 幕（宣伝等）を実施していただきます。 高齢者等世帯とは、以下の 4 つのいずれかに該当するものをいいます。 （1）65 歳以上の方のみが居住している場合 （2）身体障害者手帳の交付を受け、身体障害程度等級が 1 級又は 2 級の方が居住している場合 （3）介護保険法による要介護又は要支援認定を受けている方が居住している場合 （4）療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が居住している場合 | 定住推進課 住まい支援係 85-6321 |
| | 建築物等の耐震 診断事業 | 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された非木造住宅及び住宅以外の建築物 【非木造住宅】 事業に要する経費と 13 万円とを比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内とします。 【住宅以外の建築物】 事業に要する経費と延床面積×2,000 円を比較して、いずれか少ない額の 2/3 以内とします。ただし、100 万円を上限とします。 |
| 木造住宅除却助 成事業 | ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅で耐震診断の評点が 1.0 未満の住宅を解体する場合 ・居住中の住宅で、台所・風呂・トイレがあること。 ・住宅を除却後、耐震性のある建築物への住替え又は建て替えること。 ・空き家は対象外とします。 | 定住推進課 住まい支援係 |
| | 除却工事に係る経費の 23%に相当する額と 40 万円とを比較して、いずれか少ない額とする。 対象世帯一律：40 万円を上限とする。 | 85-6321 |
| 住宅屋根耐風改 修促進事業 | 令和 3 年 12 月 31 日以前に工事着手した住宅の瓦屋根のうち、耐風性能を満たさないものについて、耐風診断事業と耐風改修事業を一体的に行う事業 【耐風診断】 瓦屋根の緊結方法について、基準に適合しているかどうかをかわらぶき技能士等により診断 【耐風改修】 耐風診断の結果、基準に適合していない瓦屋根について、耐風性能を有する瓦屋根等に改修すること。 | 定住推進課 住まい支援係 |

| | | |
|----------------------|---|-----------------|
| | <p>【耐風診断】 1棟につき、耐風診断に要する経費と3万1,500円とを比較していずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額とし、上限額を2万1,000円とする。</p> <p>【耐風改修】 1棟につき、耐風改修に要する経費と屋根の面積1㎡当たり2万4,000円を乗じて得た額（上限240万円）とを比較して、いずれか少ない額に100分の23を乗じて得た額とし、上限額を55万2,000円とする。</p> | 85-6321 |
| 危険なブロック塀等の除却事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面した危険なブロック塀等を除却します。ただし、道路面を基準に60cm以上の高さのあるブロック塀を対象とします。 ・避難路沿道に該当しない（行き止まりの道）等が対象 | 定住推進課 住まい支援係 |
| | 「業者の見積額等」と「基準額（8,900円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の1/2以内で、1敷地につき20万円を上限とします。 | 85-6321 |
| ブロック塀等の除却事業（避難路沿道等） | 公衆用道路（避難路沿道）に面した危険なブロック塀等を除却する事業です。ただし、道路面を基準に60cm以上の高さのあるブロック塀を対象とします。 | 定住推進課 住まい支援係 |
| | 「業者の見積額等」と「基準額（8,900円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内で、1敷地につき26.6万円を上限とします。 | 85-6321 |
| ブロック塀等の建替え事業（避難路沿道等） | <ul style="list-style-type: none"> ・上記のブロック塀等の除却事業後に、安全な塀に建て替える事業です。 ・新たに建て替えるコンクリートブロックは2段以下で施工してください。 | 定住推進課 住まい支援係 |
| | 「業者の見積額等」と「基準額（3万8,400円/m×対象延長m）」とを比較して、いずれか少ない額の2/3以内で、1敷地につき33.3万円を上限とします。 | 85-6321 |
| がけ地近接等危険住宅移転事業 | <p>次のいずれかの条件にあてはまる住宅</p> <p>(1) 静岡県建築基準条例第3条で指定された災害危険区域内に建っている住宅</p> <p>(2) 静岡県建築基準条例第10条に基づく、建築を制限している区域内に建っている住宅で、昭和29年3月31日以前に建てられたもの</p> <p>(3) 県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に建っている住宅</p> <p>(4) 上記(1)、(2)、(3)の区域内に建っている住宅で、自然災害により安全上の支障が生じ、建築基準法に基づく是正勧告を受けた住宅</p> | 定住推進課 住まい支援係 |
| | <p>【危険住宅の除却費補助】 事業実施年度における国が定める住宅局標準建設費等通知に定める除却工事費</p> <p>【引越費用等の補助】 上限97万5,000円（動産移転費、仮住居費等）</p> <p>【建物建設費補助】 上限465万円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>【土地所得費補助】 上限206万円（借入金利子に対する一部補助）</p> <p>【敷地造成費補助】 上限60万8,000円（借入金利子に対する一部補助）</p> | 85-6321 |

